

## 桜井市上水道未普及地域対策基本計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、桜井市が「桜井市上水道未普及地域対策基本計画策定業務」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1. 業務の概要

#### (1) 業務名称

桜井市上水道未普及地域対策基本計画策定業務

#### (2) 業務の目的および内容

別紙「桜井市上水道未普及地域対策基本計画策定業務特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務委託期間

契約締結日から令和10年2月29日まで

#### (4) 委託上限額

13,000,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

※各年度における上限額

令和8年度 6,370,000 円、令和9年度 6,630,000 円

### 2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 本市の令和8年度入札参加資格者名簿において「建設コンサルタント」に登録されていること。

(2) 国、地方公共団体またはこれらに準ずる機関（地方自治法に基づく一部事務組合、広域連合、企業団等）が発注した、上水道未普及地域における対策に関する各種調査・検討・計画策定等の業務について、平成28年4月1日から本業務の公告日（令和8年10月20日）までの間に、元請として完了した実績を1件以上有すること。

(参考) 対象となる業務例

- ・ 上水道未普及地域における対策計画策定業務

- ・ 上水道未普及地域における実態調査・給水方法検討業務

※単に施設の設計、工事業務のみの実績は含めない

(3) 配置する技術者は参加申請日以前に3ヵ月以上の雇用関係（代表者可）にあることとし、下記要件を満たすこと。なお、各技術者の兼任は認めない。

○管理技術者

技術士（総合技術監理部門：上下水道-上水道及び工業用水道）、または技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）の資格を有すること。

また、実施要領 2.（2）に掲げる業務に関わる業務に従事した実績を有すること。

○担当技術者

業務内容に精通していること。

○照査技術者

技術士（総合技術監理部門：上下水道-上水道及び工業用水道）、技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）、または RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有すること。

また、工程管理及び業務内容、成果品の審査を行うため、業務全般に精通していること。

- （４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （５）桜井市契約規則第 2 条の 2 の規定に該当しないこと。
- （６）参加申請書の提出の日から第 2 次選考結果通知の日までの期間に、桜井市による入札参加停止措置を受けていないこと。
- （７）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- （８）桜井市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月桜井市条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団に該当せず、かつ会社の代表者、役員及び使用人が同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しない者であること。

### 3. スケジュール

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| （１）公告              | 令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火） |
| （２）質問書の受付期限        | 令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火） |
| （３）質問書に対する回答       | 令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水） |
| （４）参加申請書の受付期限      | 令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金） |
| （５）第 1 次選考（実績書類選考） | 令和 8 年 1 1 月 4 日（水）   |
| （６）第 1 次選考結果通知発送   | 令和 8 年 1 1 月 5 日（木）   |

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (7) 企画提案書等の受付期限   | 令和8年11月19日(木)    |
| (8) 第2次選考(企画提案選考) | 令和8年11月27日(金)    |
| (9) 第2次選考結果通知     | 令和8年12月1日(火)(予定) |
| (10) 契約締結         | 令和8年12月上旬(予定)    |

#### 4. 申請書等様式配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和8年10月20日(火)から10月30日(金)午後5時まで

(2) 配布場所

桜井市ホームページからダウンロード

( <https://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/soumu/kanzaikeiyaku/sisankanri/nyuusatukanrenzyouhou/10227.html> )

(3) 参考資料の閲覧方法

過年度の業務成果資料(令和6年度「上水道未普及実態調査及び給水方法検討業務」および令和7年度「多武峰地区水道未普及地域解消事業支援業務」の成果品(個人情報等一部内容を除く))については、守秘義務誓約書(様式1)を電子メールにて提出した参加希望者に対して、電子メールにてアクセスパスワードを提供する。

(4) 守秘義務誓約書の提出先

提出先メールアドレスを電話にて問い合わせること。

問い合わせ先:「13 書類提出・問い合わせ先」に同じ

#### 5. 質問の受付及び回答

実施要領等に記載の内容に関して、質問がある場合は、質問書(様式2)にその内容を記載し、電子メールにて提出すること。なお、電子メール送信後に必ず確認の連絡をすること。

(1) 提出期限

令和8年10月27日(火)午後5時まで

(2) 提出先

守秘義務誓約書の提出時メールアドレスに同じ。

守秘義務誓約書を提出していない場合は、提出先メールアドレスを電話にて問い合わせること。

問い合わせ先:「13 書類提出・問い合わせ先」に同じ

(3) 回答方法

令和8年10月28日（水）に、全ての質問に対する回答を桜井市ホームページで公表する。その際、質問者の氏名は公開しない。なお、質問に対する回答は、仕様書等の追加または修正とみなす。

## 6. 参加申請手続き

### （1）提出期限

令和8年10月30日（金）午後5時まで

### （2）提出方法

電子メールによる。

### （3）提出先

守秘義務誓約書および質問書の提出時メールアドレスに同じ。

守秘義務誓約書および質問書を提出していない場合は、提出先メールアドレスを電話にて問い合わせること。

問い合わせ先：「13 書類提出・問い合わせ先」に同じ

### （4）提出書類

ア 参加申請書 （様式3）

イ 会社概要書 （様式4）

ウ 業務実績調書 （様式5）

エ 業務実施体制調書（様式6）

オ 配置技術者届 （様式7）

### （5）参加に関する留意事項

① 使用する用紙サイズは、A4判とする。

② プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

③ 参加に際して必要な費用は、参加者の負担とする。

④ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

⑤ 本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

## 7. 書類審査（第1次選考）

### （1）審査方法

申請者から提出のあった参加申請書について、資格要件等を確認のうえ、第2次選考を受けることができる参加者を選定（3者程度）する。ただし、参加者が3者に満たない場合でも、提出書類に不備があった場合、資格要件を満たさない場合は失格とする。

### （2）審査項目

「桜井市上水道未普及地域対策基本計画策定業務プロポーザル審査項目及び選考基準」（以下「審査項目及び選考基準」という。）のとおり。

(3) 審査結果の通知

全ての申請者に対し、令和8年11月5日（木）に審査結果通知書を電子メールにて通知する。

8. 第2次選考（企画提案選考）に関する事項

(1) 提出期限

令和8年11月19日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

持参または郵送のいずれかによる。

（郵送の場合は、簡易書留または一般書留にて提出期限内に必着）

(3) 提出先

「13 書類提出・問い合わせ先」に同じ

(4) 提出書類

① 企画提案書等提出書（様式8）

② 企画提案書（任意様式）

③ 見積書（積算内容記載・任意様式）日付、住所、事業者名、代表者名を記載のうえ押印のこと。また見積書には、令和8年度と令和9年度の年度別積算内訳を明記することとし、見積書金額は消費税及び地方消費税を含む額とする。

(5) 提出部数

正本1部、副本7部

(6) 提出書類に関する留意事項：

① 本実施要領及び仕様書の内容を踏まえること。

② 使用する印鑑は、本市の令和8年度入札参加資格者名簿に登録する際に提出した使用印鑑届に登録されている印鑑を使用すること。

③ 様式用の紙サイズはA4判とする。

④ 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

⑤ 参加者名が分かる文言やロゴマーク、その他参加者名を連想させるブランド名等を記載しないこと。

⑥ 提出された書類は返却しない。

9. 第2次選考

(1) 審査日時

令和8年11月27日（金）

開始時刻は、第 1 次選考の審査結果通知書において、第 2 次選考に進む参加者へ個別に通知します。

(2) 実施場所

桜井市役所 2 階大会議室

(3) 実施内容

- ① プレゼンテーションは、提出された企画提案書を使用した提案説明が 20 分、質疑応答が 10 分の合計 30 分間とする。
- ② プレゼンテーションは、原則として「業務実施体制調書」（様式 6）に記載されている管理技術者（必須）を含む最大 3 名まで参加できるものとする。
- ③ 提出された企画提案書に基づいて行い、異なる内容の説明や新たな資料の提出は認めない。
- ④ プレゼンテーションの方法は任意とする。パワーポイント等を使用する場合は事前に連絡するとともに、必要な機材は参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びモニターのみ本市が用意する。
- ⑤ 選考委員には参加者名がわからない状態で審査を行うため、審査当日は、参加者名がわかるような発言・表示等は行わないこと。

(4) 選考基準

審査項目及び選考基準に基づく合計点による。

また、合計点については第 1 次選考の合計点に第 2 次選考の合計点を加えた点数を最終的な合計点とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、電子メールにて通知するとともに、桜井市ホームページに最優秀提案者を掲載する。なお、選定結果及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

## 10. 失格

- (1) プロポーザルの提案方法、提出先及び提出期限が守られないもの。
- (2) プロポーザルに係る要領等を示された条件に適合しないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 見積金額が委託上限額（令和 8 年度 6,370,000 円、令和 9 年度 6,630,000 円）を超過しているとき。
- (5) その他、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。
- (6) その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められるとき。

## 11. 契約の締結

- (1) 審査の結果により選定された最優秀提案者と契約の締結交渉を行うが、当該交渉がやむを得ない事由により不調となった場合は、審査により順位付けられた次点者と当該契約の締結交渉を行う。
- (2) 参加事業者が1者であっても審査を実施し、選考委員会においてその提案内容が選定基準を満たすと認められる場合は、その参加者と当該業務委託契約の締結交渉を行う。
- (3) 契約にあたっては桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）に基づくこととする。
- (4) 契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合や、入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 12. その他

- (1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申請書の提出後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、辞退届（様式9）を電子メールにて提出すること。提出先のメールアドレスは参加申請書の提出先に同じ。
- (3) 提出された参加申請書及び企画提案書等は、提出後に修正のある場合、提出期限内において全てを差し置きのうえでの再提出のみ可能とし、期限後の再提出、部分的な差し替え及び追加は認めない。また、再提出があった場合は、最後に到達したもののみ審査の対象とする。
- (4) 企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。
- (5) 業務実施体制調書（様式6）に記載した配置予定者を変更することは認めない。なお、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、変更後の担当者について本市の求める資料を提出し、了承を得る必要がある。
- (6) 提案内容は、仕様書の一部として契約に反映するものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る手続き及び契約手続、並びに業務執行において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限るものとする。
- (8) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 13. 書類提出・問い合わせ先

桜井市 総務部 管財契約課・管財係

住 所：〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の1

電 話：0744-42-9111（内線1771・1772）

担 当：田原・大久保